

事 例 写 真 等

- 豊平川法面損傷事例
- 石狩川不法占用及び占用地管理不適切事例
- 河川管理施設事例
- 茨戸川不法占用事例
- 不法投棄の実態把握調査結果（抜粋）
- 不法投棄及び不法投棄対策事例
- 特別条件を付していない工作物及び撤去訓練計画に含まれていない工作物
- 関係法令

[豊平川法面損傷事例]



(1条大橋付近)



(南22条大橋付近)



(南大橋付近)



(苗穂3丁目付近)
上から見た損傷



(苗穂3丁目付近)
下から見た損傷

[石狩川不法占用及び占用地管理不適切事例]



- その他の占用工作物として占有許可を受けた仮設の物置のほかに、廃棄されたトラックが不法に設置されている。



- 開発局が管理している斜路に漁船及びプレジャーボートが不法に陸置きされている。



- 占有許可を受けているとはみられない箇所において、家電、ドラム缶等が不法に投棄されている。



- 親水的な目的で整備された斜路が流木等で被われて、使用できなくなっており、整備目的が活かされていない。



- その他の占有工作物として占有許可を受けている仮設の物置の周辺にドラム缶等が置かれており、管理状態が劣悪。



- 開発局が管理している護岸に廃棄されたトラック等が不法に設置されている。

[許可工作物及び河川管理施設事例]



- ・豊平川（右岸）南大橋上流樋門
占有標識が掲示されていない。



- ・夕張川（左岸）渋川樋門
河川管理施設標識が掲示されていない。



- ・千歳川（左岸）北日本用水樋門
占有標識が掲示されていない、また、侵入防止対策が不十分。



- ・豊平川（右岸）農場樋門
樋門の基礎部分がひび割れている。
開発局に提報、本年度中に補修予定とのこと。

[茨戸川不法占用事例]

<平成2年に開発局が整備した係留施設と隣接する河川敷地の不法占用実態>



- ・平成2年に開発局が整備した係留施設と不法に駐車場として使用されている河川敷地。



<平成9年に開発局が整備した係留施設>



- ・係留施設に漁船が不法占用。不法に係留施設を設置して、プレジャーボートを係留。

- ・平成9年に開発局が整備した係留施設。内水面漁業者に不法に占用されている



- ・パークゴルフ場を利用する者の駐車場として不法に占用されている状況。



不法投棄の実態把握調査結果(抜粋)

(単位:台、m³)

河川事務所名	河川名	テレビ	冷蔵庫	洗濯機	エアコン	その他の家電	自動車	オートバイ	自転車	建設資材
札幌河川事務所	厚別川	16	7	4	1	9	0	0	4	0
	豊平川	21	4	7	0	16	0	4	73	4
江別河川事務所	千歳川	0	0	2	0	1	0	0	0	0
	夕張川	8	0	0	0	15	0	0	0	0
滝川河川事務所	石狩川本川	12	1	2	0	6	1	1	0	0
	空知川	4	1	0	0	4	0	0	8	2

(注)1 北海道開発局の資料に基づき当局が作成した。

2 投棄量は平成17年度の全数量である。

3 当局の調査においても河川敷地に廃車された自動車、バス等が放置されているのを発見、その結果を開発局に提報済

[不法投棄及び不法投棄対策事例]



・千歳川（右岸）の河川敷地に廃船が投棄されている。（開発局提報・撤去済）



・千歳川（右岸）の河川敷地にドラム缶や家庭ごみが散乱している。（開発局提報・撤去済）



・石狩川本川（右岸）の河川敷地に廃棄された家電、ドラム缶等が散乱している。（開発局提報済）



・石狩川本川と雨竜川境界付近の河川敷地に鉄材、有刺鉄線等が投棄されている。（開発局提報・撤去済）



- 車両進入防止柵と併設して警告看板を設置。



- 滝川河川事務所管内に設置されている車両進入防止柵。

[特別条件を付していない工作物及び撤去訓練計画に含まれていない工作物]



- ・江別市に占有させている石狩川の河川敷地のバックネットについて、撤去訓練を行うべく特別条件が付されていない。



- ・左記と同様に、バックネットと物置について、撤去訓練を行うべく特別条件が付されていない。



- ・南幌町に夕張川（右岸）の河川敷地を占有させており、モーターサイクル場として利用させているが、上記平屋の休憩施設については、撤去訓練計画書には記載されていない。



- ・左記モーターサイクル場に設置してあるコンテナ及び簡易トイレについては、撤去訓練計画書及び緑地公園工作物占有求積内訳表（占有許可申請時に提出することとなっている付属書類）に記載されていない。

表1 河川法等（抜粋）

河川法（昭和39年法律第167号）

第一条 この法律は、河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるよう総合的に管理されることにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

第二十四条 河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

第二十九条 （前略）河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深淺等について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為については、政令で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。（以下略）

第七十七条 河川管理者は、その職員のうちから河川監理員を命じ、第二十条、第二十三条から第二十七条まで、第三十条、第三十一条第二項、第五十五条第一項、第五十七条第一項、第五十八条の四第一項若しくは第五十八条の六第一項の規定若しくは第二十八条若しくは第二十九条の規定に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者（中略）に対して、その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を指示する権限を行わせることができる。（以下略）

河川法施行令（昭和40年政令14号）

第十六条の四 何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 河川を損傷すること。
- 二 河川区域内の土地に土石（砂を含む。以下同じ。）又はごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物を捨てること。ただし、河川区域内において農業、林業又は漁業を営むために通常行われる行為は、この限りでない。

（以下略）

河川敷地占用許可準則の一部改正について（平成17年3月28日国河政発第139号）

（占用主体）

第六 占用の許可を受けることのできる者は、次の各号に掲げるものとする。・・・（中略）。

- 一 国又は地方公共団体（道路管理者、都市公園管理者、下水道管理者、港湾管理者、漁港管理者、水防管理者、地方公営企業等である場合を含む。）
 - 二 日本道路公団、独立行政法人都市再生機構、地方公社等の特別な法律に基づき設立された法人
 - 三 鉄道事業者、水上公共交通を担う旅客航路事業者、ガス事業者、水道事業者、電気事業者、電気通信事業者その他の国又は地方公共団体の許認可等を受けて公益性のある事業又は活動を行う者
- （略）

(占有施設)

第七 占有施設は、次の各号に規定する施設とする。

(中略)

七 次のイからニまでに掲げる施設その他の住民の生活又は事業のために設置が必要やむを得ないと認められる施設

イ 通路又は階段

ロ いけす

ハ 採草放牧地

ニ 事業場等からの排水のための施設

(略)

河川法（昭和39年法律第167号）

第二十四条 河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条においても同じ。）を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

第九十条 河川管理者は、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可又は承認には、必要な条件を付することができる。

2 前項の条件は、適正な河川の管理を確保するため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可又は承認を受けた者に対し、不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

河川敷地占用許可準則の一部改正について（平成17年3月28日国河政発第139号）

第一 この準則は、河川が公共用物であることにかんがみ、治水、利水及び環境に係る本来の機能が総合的かつ十分に維持され、良好な環境の保全と適正な利用が図られるよう、河川敷地の占用の許可に係る基準等を定め、地域の意向を踏まえつつ適正な河川管理を推進することを目的とする。

第十三 占用の許可は、当該占用の期間内に当該占用の目的を達成するために必要と認められる適切な内容のものとする。

2 占用の許可には、水質保全、占用に伴う騒音の抑制等環境の保全上必要な条件、情報伝達体制の整備、工作物の撤去等緊急時の適切な対応を確保するために必要な条件、占用の目的を達成するために必要な維持管理に関する条件その他の河川管理上必要があると認められる条件を付すものとする。

3 占用の許可の後、占用の許可を受けた者から報告を徴収するなどの方法により、適宜、占用の状況及び許可条件の履行状況の確認を行うものとする。

4 占用の許可を受けた者が法又は許可条件（法第26条第1項及び第27条第1項の許可条件を含む。）に違反している場合その他必要があると認められる場合においては、法第77条第1項に規定する是正措置の指示、法第75条第1項に規定する監督処分等の措置を、状況に応じて適正に実施するものとする。

第十四 占用の許可の期間が満了した後に継続して占用するための許可申請がなされた場合には、適正な河川管理を推進するため、この準則に定めるところにより改めて審査するものとする。

2 前項の場合において、従前のまま継続して占用を許可することが不相当であると認められるときは、この準則に適合するものとなるよう指導するとともに、必要に応じて、従前よりも短い占用期間の設定、不許可処分等の措置をとるものとする。

河川法（昭和39年法律第167号）

第二十四条 河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条においても同じ。）を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

第九十条 河川管理者は、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可又は承認には、必要な条件を付することができる。

2 前項の条件は、適正な河川の管理を確保するため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可又は承認を受けた者に対し、不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

河川敷地占用許可書の河川敷地占用規則

（標識）

2 占有者は、占有する場所に標識（占有者の住所及び氏名（法人にあってはその名称及び代表者氏名）並びに占有の目的、面積、期間及び許可年月日を明示したもの）を掲げなければならない

（注）河川敷地占用規則は、法90条に基づく河川敷地の占用許可に付すことができる必要な条件であり、河川管理者が占有者に通知する「河川敷地占用許可書」に記載されている。